

## 静岡県民共済生活協同組合 行動計画

当組合の職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内 容

**【目標 1】** 育児休業の取得状況を次の水準とする。

男性職員、女性職員とも取得率を 100%とする。

(対策) 平成 30 年 7 月～

広報を活用し今回の目標内容を全職員に周知し、該当者が育児休業制度を積極的に活用できる職場とする。

**【目標 2】** 正規職員の育児休業期間は最長、子が 2 歳に達するまでである点を職員に周知する。

(対策) 平成 30 年 7 月～

広報を活用し育児休業制度の内容、特に当組合においての正規職員の育児休業期間は最長、子が 2 歳に達するまでである点を職員に周知する。

**【目標 3】** 年次有給休暇の取得促進のための取組みを実施する。

(対策) 平成 30 年 7 月～

広報を活用しリフレッシュ休暇の完全取得を促す。併せて計画有休取得を徹底させ年次有給休暇取得日数及び取得率を上げる。取得率の低い職員についてのフォローを行う。

**【目標 4】** 時間外労働削減のための取組みを実施する。

(対策) 平成 30 年 7 月～

効率の良い仕事を徹底し、不要な時間外労働を削減する。ノー残業デーの完全実施を徹底する。

以上